



平成 29 年 10 月 20 日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

〒102-8223
東京都千代田区紀尾井町 1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井タワー23 階
ワイジェイ FX 株式会社
法務コンプライアンス部
TEL:(部署)03-6867-0909

書類送付のご案内

貴法人ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、下記書類をご送付致します。

ご査収頂きますようお願い申し上げます。

記

○弊社約款に関するお申入の件（回答）

1 部

以上

平成 29 年 10 月 20 日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

ワイジェイ FX 株式会社
法務コンプライアンス部
TEL：(直通) 03-6867-0909



弊社約款に関するお申入の件（回答）

拝復

平成 29 年 9 月 27 日付の貴信にてお申入のありました件につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

敬具

記

貴法人は、弊社取り扱いサービスである「外貨 ex」の店頭外国為替証拠金取引約款 31 条 1 項 7 号、「オプトレ！」の店頭通貨バイナリーオプション取引約款 27 条 1 項 7 号及び「C-NEX」の店頭外国為替証拠金取引約款 29 条 1 項 7 号に定められた「当社のコンピュータシステムやソフトウェアの故障・誤作動」との免責事由について、消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び 3 号に違反するとして削除又は文言改訂を求められています。

しかし、同各条は、弊社の責めに帰すべき事由による「コンピュータシステムやソフトウェアの故障・誤作動」により生じた損害まで免責する趣旨ではありませんので、消費者契約法 8 条 1 項 1 号に定める「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」や同項 3 号に定める「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」には該当しないものと考えております。

なお、ご指摘の東京地判平成 20 年 7 月 16 日は、FX 取引業者の免責約款そのものを消費者契約法 8 条 1 項 1 号又は 3 号に違反するとして無効と判示したものではありませんと理解しております。

本書面に関してご不明な点がございましたら、上記連絡先までお問い合わせください。

以上